



主任児童委員 山田重悦さん（野際）

「美郷町は子どもを育てるには環境の良い町だと思っています。よそのお宅のことは知りませんが、この家の子どもがこうだったとか、あの家のお母さんの姿が最近見えないよ」という隣近所の目配りがある。地域の絆が生きていると感じています。土地や家を持ち、祖父母と暮らしている世帯が多いためかもしれません。日ごろの活動では幼稚園や学校の訪問を数多く行っています。そこで情報を交換し、子どもの様子を知るようにしています。先生たちはみなさん本当に良く子どもたちを見ています。けれども、子どもたちが家に帰ってからの姿を全て把握できているということでもありません。児童委員にはそういう

空白が出来てしまいがちな部分を穴埋めする役割があるのだと思うっています。その一方で家庭の事情に介入し過ぎることも良くありません。決してほったらかしておくという訳ではなく、我慢して、見つけて、待っている」ということが大切だと思っています。美郷町の土地柄の良さや人柄の良さが持っている、自浄作用のようなものが働けば時間が解決してくれるというところもある。委員になったばかりのころは、いじめがないか、家庭内暴力や虐待を見逃したら大変だ」という気負いがありました。しかし今は場合によっては一歩おいて、辛いけれども待つということも必要だと思っています。この世界には大人と子ども、お年寄りがいて、個人個人が意志と考え方を持っている。すぐに手を差し伸べる」ということではなく、「見守る」という姿勢も大切だと思っています。最近では社会の変化を感じることもありますが、何かを知っていても口をつぐまれてしまふことが増えました。正確な情報を把握しにくくなってしまったことに、以前に比べて難しさを感じることがあります。」

美郷町には主任児童委員のほかに65名の児童委員（民生委員と兼ねています）があり、地域の方々の困りごとや心配ごとを解決するための活動を行っています。自分の地区を担当している委員を知りたいときは福祉保健課福祉班までご連絡ください。

美郷町には現在3名の主任児童委員があり、地域の子もたちが元気に安心して暮らせるように子育てに関する相談や支援を行っています。仙南地区を担当している山田重悦さんから日々の活動に関するお話を伺いました。

「困ったなあ、どうしよう…」 「誰か手助けしてくれないかな」 そんなときは ひとりで抱えず すぐにお電話を

「放課後、家に誰もいない」

仕事などで放課後の家庭に保護者がいない場合に学童保育を行います。

- 対象 小学校3年生までの児童
- 利用料 月額3,000円
- 申込先 教育委員会幼児教育課 ☎0187(84)1112

「ちょっと手伝って～!」

買い物や家事、菓の受け取りなどを「おたすけマン」が手伝います。

- 利用料 30分で300円を目安にしていますが内容によって金額が異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。 ※駐車料金は別途請求します。
- 利用申込受付時間 平日9:00～17:00
- 利用申込先 美郷町社会福祉協議会 ☎0187(85)2294

シルバー人材センター

児童の預りや付き添いが必要な場合などにご利用ください。

- 利用料 1時間 770円
- ※1時間未満は1時間分の利用料。
- 利用申込先 (社)美郷町シルバー人材センター ☎0187(84)0307

「誰かに相談したい…」

子どもと生活していくうえで抱える様々な問題の解決のお手伝いをします。育児不安や健康、虐待、いじめ、不登校、非行、気になる性格行動など、悩んでいることがあったら一人で抱えずに相談してください。

- 連絡先 福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907 美郷町保健センター ☎0187(84)4900 秋田県南福祉事務所 ☎0182(32)3294 秋田県南児童相談所 ☎0182(32)0500
- 夜間・休日の緊急相談窓口 美郷町役場 ☎0187(84)1111 秋田県中央児童相談所 ☎018(862)7311

「一時保育を利用したい」

一時的に保育が必要な乳幼児を町内の認定子ども園で保育します。

生後2カ月～ 3歳未満児	・4時間未満 750円 ・4時間以上 1,500円 ※給食代 250円
3歳以上児 ～ 就学前	・4時間未満 400円 ・4時間以上 800円 ※給食代 230円

- 申込先 教育委員会幼児教育課 ☎0187(84)1112

巡回児童相談 実施中

秋田県南児童相談所では巡回児童相談を行っています。希望する場合は事前の申し込みが必要です。

平成22年10月	28日
平成22年11月	11日、25日
平成22年12月	9日
平成22年1月	13日、27日
平成22年2月	10日、24日
平成22年3月	10日

- 相談時間 ①午前10時～ ②午後1時～ ③午後3時～ のいずれか
- 会場 秋田県仙北地域振興局
- 申込先 福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

ひとり親になったら

母子家庭や父子家庭のお子さんが健やかに成長し、安定した生活ができるように次のような制度があります。

1 児童扶養手当制度

離婚や死別によるひとり親の家庭や、病気やけがのため身体や精神に障がいがある父親または母親を持つ家庭で、18歳に達した日以後最初の3月31日までの児童を養育している方に手当が支給されます。問●福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

2 特別児童扶養手当制度

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育する父母または父母に代わってその児童を養育している人に対して手当が支給されます。ただし、児童が福祉施設等に入所している場合や障がいを理由に公的年金を受けることができる場合は支給されません。問●福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

3 福祉医療制度

医療費の自己負担分を助成します。健康保険証と一緒に「福祉医療費受給者証（マル福カード）」を医療機関の窓口へ提出してください。■対象者 ・母子家庭または両親のいない児童 ・父子家庭の児童 (いずれも18歳に達した日以後最初の3月31日まで ※所得制限あり) 問●福祉保健課医療保険班 ☎0187(84)4907

4 保育料減免制度

幼稚園・保育園の保育料を減免・助成します。■対象者 幼稚園児・保育園児をもつひとり親家庭で前年度の所得税が1,500円未満の方 問●教育委員会幼児教育課 ☎0187(84)1112

5 就学援助制度

小中学生の教育に係る経費を援助します。■対象者 小・中学生を持つ保護者で、生活保護を受けている、またはそれに準ずる程度に生活困難と認められた方 ■援助内容 学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費など 問●教育委員会学務課 ☎0187(84)4914

ご利用ください “あきた子育てふれあいカード”

福祉保健課の窓口で子育て中のご家庭に「あきた子育てふれあいカード」を配布しています。協賛店で「あきた子育てふれあいカード」を提示すると、そのお店が独自に設定したサービスを受けることができます。協賛店には“協賛店ステッカー”がはってありますので目印にしてください。

- 問●福祉保健課福祉班 ☎0187(84)4907

